

茂原市総合計画（後期基本計画）及び次期総合戦略策定支援業務  
公募型プロポーザル実施要綱

## 1 目的

本市の市政運営の指針となる茂原市総合計画の「前期基本計画」と、「第2期茂原市まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下、「総合戦略」という。）」が、令和7年度に最終年次を迎えることから、「前期基本計画」の効果検証を行ったうえで、「後期基本計画」と「次期総合戦略」を策定する必要があります。

策定にあたっては、人口の現状と将来の展望を示した人口ビジョンの見直しと、国の新たな総合戦略である「デジタル田園都市国家構想総合戦略」に基づき、デジタルの力を活用しつつ、本市の個性を生かしながら地域の課題解決や魅力向上のための取組を推進するための目指すべき地域ビジョンを再構築し、引き続き「後期基本計画」と「次期総合戦略」を、本市の市政運営の指針とする必要があります。

そこで、本市では、社会・経済状況や本市の抱える様々な課題、「前期基本計画」の成果を分析し、幅広く市民の意見やニーズを取り入れながら「後期基本計画」と「次期総合戦略」を一体的に策定するにあたり、豊富な経験、高い専門知識を有し、効率的かつ効果的に策定の支援を実施できる事業者には業務の一部を委託します。

この要綱は、本業務の受託事業者を選定するにあたり、本業務についての企画提案を広く募集し、業務遂行に最も適した事業者をプロポーザル方式により選定するための必要な事項を定めるものです。

## 2 業務の概要

### (1) 業務名

茂原市総合計画（後期基本計画）及び次期総合戦略策定支援業務

### (2) 業務委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

### (3) 業務委託内容

業務委託の内容は、別紙仕様書による。

### (4) 業務委託費上限額

10,159千円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

## 3 参加資格

本プロポーザルに参加する者（以下「事業者」という。）は、次に掲げるすべての要件を満たすものとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

- (2) 茂原市建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づく指名停止を、公告の日から契約締結までのいずれの日においても受けていないこと。
- (3) 「会社更生法」(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをした場合、募集開始の日までに同法の更生計画認可の決定がされていること。
- (4) 「民事再生法」(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをした場合、募集開始の日までに同法の再生計画認可の決定がされていること。
- (5) 国、県市税等を滞納していないこと。
- (6) 茂原市暴力団排除条例(平成24年茂原市条例第1号)に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等ではないこと、並びに暴力団経営支配法人等ではないこと。また、事業者又はその役員が、暴力団、暴力団員又は暴力団員等並びに暴力団経営支配法人等と密接な関係を有しないこと。
- (7) 本業務について、十分な業務遂行能力と、本業務と類似の業務の他自治体での受託実績を有すること。

#### 4 受託事業者選定方法

選定方法は、本要綱に記載する企画提案書等及びプレゼンテーションにより、経験及び実施能力、見積価格及び提案内容を総合的に比較検討し、最適な事業者を本プロポーザルで選定します。

#### 5 年度開始前準備行為

本プロポーザルは、令和7年度当初予算の成立を前提に行うものであり、本業務に係る予算が成立した場合には、第一受託候補者と令和7年4月1日に契約を行うこととなります。ただし、令和7年4月1日時点においても参加資格要件を全て満たしている必要があり、満たしていない場合は、失格となります。

なお、本業務に係る予算が成立しなかった場合は契約を行いません。この場合、本プロポーザル及び業務準備にかかる費用は、本市に請求することはできず、すべて事業者の負担となります。

#### 6 茂原市総合計画(後期基本計画)及び次期総合戦略策定支援業務受託事業者選定委員会の設置

受託事業者を選定するため、茂原市総合計画(後期基本計画)及び次期総合戦略策定支援業務受託事業者選定委員会(以下、「選定委員会」という。)を設置します。

- (1) 選定委員会は次に掲げる事項を所掌する。
  - ①事業者の企画提案の審査に関すること。
  - ②事業者の選定に関すること。

## 7 スケジュール

項目	日程
公募開始及び参加表明書受付開始	令和6年12月24日(火)
質問受付期間	令和6年12月24日(火) から 令和7年1月15日(水) 午後5時必着
質問回答期限	令和7年1月17日(金)
参加表明書提出締め切り日	令和7年1月23日(木) 午後5時必着
参加資格審査結果通知	令和7年1月27日(月)
企画提案書等提出期限	令和7年2月4日(火) 午後5時必着
審査日	令和7年2月7日(金)
審査結果の通知	令和7年2月12日(水) (予定)
委託契約締結	令和7年4月1日(火) (予定)

## 8 参加表明書の提出

- (1) 提出期限 令和7年1月23日(木) 午後5時必着
- (2) 提出方法 持参(市役所開庁日に限る)または、郵送(提出期限必着)での提出とします。
- (3) 提出先 後述「17 問い合わせ先」のとおり
- (4) 提出書類
  - ①参加表明書(様式第1号)…1部
    - 【添付書類】
    - ア 提案者概要及び会社沿革(任意様式)
    - イ 官公庁における総合計画、人口ビジョン及び地方版総合戦略策定支援業務実績調書(様式第3号)
    - ウ 納税証明書…以下より該当するもの各1部
      - (ア) 法人税と消費税及び地方消費税
      - (イ) 法人事業税・法人県民税・法人市民税
      - (ウ) 固定資産税

※直前決算日を基準日として直近1年分とし、提出日前3か月以内に発行されたものとしします。
- (5) 調製方法
  - ・クリップ留めとしてください。
  - ・用紙サイズは、パンフレット等を除き、原則として日本工業規格A4版サイズとします。やむを得ない場合は、日本工業規格A3版の折り込みも認めます。
- (6) 参加資格審査結果通知
 

令和7年1月27日(月)に、参加資格を満たしている事業者に参加資格審査結

果通知書を送付し、プレゼンテーションの日程も併せてお知らせします。

## 9 企画提案書の提出

- (1) 提出期限 令和7年2月4日(火)午後5時必着
- (2) 提出先 後述「17 問い合わせ先」のとおり
- (3) 提出方法 持参(市役所開庁日に限る)または、郵送(提出期限必着)での提出とします。

### (4) 提出書類

企画提案書等の記載事項については、提案内容を分かりやすく、具体的に記載してください。

- ①企画提案書(様式第2号 ※表紙を様式第2号とし、添付書類は任意様式)  
企画提案書は、本実施要綱及び仕様書に基づき作成してください。
- ②提案者概要及び会社沿革(任意様式)
- ③業務実施体制(任意様式 ※主担当者等が分かるものとする。)
- ④見積書(消費税及び地方消費税を含む。)(任意様式)
- ⑤官公庁における総合計画、人口ビジョン及び地方版総合戦略策定支援業務実績調書(様式第3号)
- ⑥プレゼンテーション出席報告書(様式第4号)

### (5) 調製方法

- ・用紙サイズは、パンフレット等を除き、原則として日本工業規格A4版サイズとします。やむを得ない場合は、日本工業規格A3版の折り込みも認めます。
- ・提出書類一式を、上記(4)の順に、フラットファイル等に綴り、書類ごとにインデックス等を付し、書類の種別が分かるようにしてください。

### (6) 提出部数

正本1部、副本12部提出してください。

### (7) その他

- ・プロポーザルの参加に要する費用(企画提案書等作成費、交通費等)は事業者の負担とします。
- ・企画提案書等の作成にあたっては、著作権等第三者の権利に対する侵害の無いよう十分留意すること。これらの問題が生じても、本市は一切責任を負いません。
- ・提出された企画提案書等は、当該提案者に無断で使用しません。
- ・提出された企画提案書等は、一切返却しません。
- ・企画提案書の提出後は、書類の追加、修正および再提出には一切応じません。
- ・提出された企画提案書等が、本要綱及び仕様書の条件に適合しない、または虚偽の記載があるものは無効とします。

## 1 0 質問及び回答

### (1) 質問書の提出

本要綱及び業務委託仕様書の内容に質問がある場合は、質問書（様式第6号）により、令和6年12月24日（火）から令和7年1月15日（水）午後5時までに持参または電子メールにて提出してください。ただし、持参の場合は、令和6年12月28日（土）から令和7年1月3日（金）及び土日祝日を除きます。

なお、電話や口頭による質問、提出期限後の質問及び企画提案書等の作成に関連がないと担当課で判断する事項については、一切受付しません。

### (2) 質問書の回答

提出された質問及び回答については、令和7年1月17日（金）までに、本市ウェブページにて回答します。なお、質問に対する回答への問い合わせ及び異議申し立ては一切受付しません。

## 1 1 選定方法

選定方法は、本要綱に記載する企画提案書等及びプレゼンテーションにより、経験及び実施能力、見積価格及び提案内容を総合的に比較検討し、最適な事業者を本プロポーザルで選定します。

### (1) 審査方法

選定委員会により、各評価項目について審査します。

### (2) 審査日時及び場所

令和7年2月7日（金） 午前10時から  
茂原市役所 101会議室

### (3) プレゼンテーション及びヒアリング

- ①プレゼンテーションは1者30分以内、ヒアリングは10分程度とします。
- ②スクリーン及びプロジェクター（HDMIケーブル使用）は本市で用意します。
- ③参加者は、4名以内とします。なお、本業務の主担当者は必ず出席してください。

### (4) 受託事業者の選定

受託事業者は、見積限度額の範囲以内で平均70点以上の評価を得た者のうち、評価点の合計が最も高い事業者を契約交渉順位第1位として選定します。最高点の者が複数の場合は、各評価委員の最高評価点を獲得した数の多い提案者として選定します。

## 1 2 審査における評価項目及び評価基準

評価項目及び評価基準は、別紙「企画提案書等評価基準」のとおりとします。

## 1 3 審査結果の通知及び公表

- (1) 審査結果は、すべての事業者の結果のみ郵送で通知します。

(2) 審査結果(受託事業者のみ)は、以下の項目を市公式ウェブサイトで公表します。

なお、審査結果に係る問い合わせや異議申し立ては一切応じません。

- ①件名
- ②業務概要
- ③選定した日
- ④決定事業者及び所在地

#### 1.4 第三者への業務の再委託

受託者は、業務のすべてを再委託することはできませんが、事前に本市の承認を得た上で、業務の一部を第三者に再委託することができます。再委託については、委託業務の範囲と委託先を事前に本市と協議してください。

#### 1.5 参加辞退

参加表明書提出後に辞退する場合は、担当部局に事前連絡のうえ、参加辞退届(様式第5号)を提出してください。

#### 1.6 失格事項

以下の事項に該当する場合は、失格とします。

- (1) 参加資格要件を満たさない場合
- (2) 提案書等に虚偽の記載がある場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 見積限度額が上限を超える場合

#### 1.7 問い合わせ先

〒297-8511 千葉県茂原市道表1番地

茂原市企画財政部企画政策課 担当: 深山、大塚、佐藤

TEL: 0475-20-1516 (直通) FAX: 0475-20-1603

e-mail: kikaku@city.mobara.chiba.jp